

## 「碍」の字表記問題再考（9）

### 英語翻訳

1598年の「THE ELIZABETHAN POOR LAW」の文書のなかに、次の記述がある。

classes of the destitute, whether able-bodied or impotent, children or aged, lame or blind, or otherwise “without means to maintain themselves”. (下線は筆者が強調)

この文章の意味は、貧困者の階層において健康か否か、子どもか高齢者か、そのあとに lame or blind と記され、そして自活できる手段を持っているかなどについて記述されている。この「lame or blind」が障害者の表記である。

エリザベス救貧法の時代とは大きく異なるが、徳川幕府の開国に伴って1862年(文久2)に出版された『英和对訳袖珍辞書』で上記の障害者表記がどのような意味になるのかを確認しておきたい。まず、「lame」は「<sup>ちんぽ</sup> 跛引く不自由ナル、不具ニナス体」となっている。「<sup>ひとく</sup> 跛」とは、「びっこをひく、足が不自由」という意味である。この言葉は、現在では不適當用語として扱われていて目にすることはない。江戸時代と現在では言葉に対する捉え方も人権感覚も異なり、比較して解説することは難しい。跛は下肢障害を表す言葉として江戸時代には普通に使われていたのであろう。「blind」は、「盲目、暗キ、盲目ノ不巧者ナル」となっている。「盲目ノ不巧者ナル」という解釈はどのように理解すべきなのか苦慮するが、「盲目」自体は現在も使われている言葉であり、違和感はない。エリザベス救貧法では、障害者を一括りに表す言葉はなく、「lame or blind」と個々の障害を示す言葉で記されている。この文書において障害者に関する表記はここだけである。

次に示す資料は、1704年の「GIVING ALMS NO CHARITY; DANIEL DEFOE'S」という文書の一部である。この資料は貧困者に対する雇用計画に関するもので、ワークハウスを設置して救済を展開する当時のイギリスの貧困政策に反対するジャーナリストのダニエル・デフォエの意見書である。この意見書によって、ワークハウス施策の法案を廃止させたという有名な文書である。

In other words since work is available the able-bodied have no need of begging and should be ashamed to do it. The disabled or sick should have proper provision through the parishes and never be put in the position of needing to beg. (下線は筆者が強調)

内容は、働くことができる者は物乞いをする必要がなく、それを行うことを恥じるべきである。障害者または病気の者はキリスト教の教区を通じて適切な措置があるので、物乞いをする立場になる必要はない、と書かれている。

ここに the disabled という表記が用いられている。1598年の文書では個々の障害を表す言葉で示されていたが、ここで初めて the disabled の表記を見たのである。これも『英和对訳袖珍辞書』で調べてみると、disabled の意味は「益ニ立タヌ様ニスル、弱キ妨ゲ」となっている。これ以外に他の翻訳はあるのだろうか。そこで、救護法が制定された昭和初期の英語辞典ではどのように訳しているのかを調べてみた。1927年(昭和2)に出版された『新英和大辞典』によると、disable は「役に立たなくする」「無能にする」「不具にする」「廃疾にする」となっている。ダニエル・デフォエの意見書のなかで用いられた the disabled の表記が種々の障害を抱えた人を一括りに表す言葉として使われ、後にこの表記が障害者を表す一般的な表記となっていくのである。

『新英和大辞典』では障害関連の他の言葉については、「disability」は「<sup>つんぼ</sup> 廢疾」、「deaf」は「<sup>めくら</sup> 聾の」、「blind」は「<sup>めくら</sup> 盲の」と翻訳されている。聾、盲などは現在でも使われているが、訓読みにすると不適當用語として扱われている。

### 表記の変容

救貧法に関する文書で障害者を一括りに表す言葉が初めて用いられ、このことがわが国の法律にも深く影響を与えたと考えられる。それが、1929年(昭和4)の救護法の「身体ノ障碍」という新たな表現であり、その後の1949年(昭和24)の身体障害者福祉法で「障害者」という言葉を造りだしたと筆者は考えている。

加えてまた、the able-bodied の意味は、貧困者の労働能力の有無を示す言葉として使われているものであるが、この表現が後にわが国では障害のない人を表す「健常者」の語源となってしまうのではないかと思える。ちなみに、the disabled の表記は英文資料で今も目にするのが少なくない。その意味は身体障害者、able-bodied は強壯な、と訳されている(『コンサイス英和・和英辞典』2001年)。

現在、国際連合が示す障害者の英語表記は「persons with disabilities」である。また1981年の国際障害者年に定められた障害分類の表記は、障害の状態に応じて「impairment」「disability」「handicap」などがある。これらは、それぞれの状態に合わせて使い分けられている。例えば、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、精神障害などという医学レベルでの障害を「impairment」とし、その機能障害から生じる日常生活上のさまざまな困難を「disability」としている。そして社会の構成員として生きるなかで人々の偏見や差別から生じる制約や障害を「handicap」と表現しているのである。ややもすると、障害者問題は個人に帰結させて捉えがちであるが、国連は事物、慣行、観念、制度などの社会的障壁が障害者の社会参加を阻んでいることを明らかにし、個人と社会との関係性、環境因子の重要性を強く指摘している。そして、その課題を2001年より「Body functions & structure (心身機能)」「Activity (活動)」「Participation (参加)」の言葉をもって問題提起している。

言葉は人々の意識や人間観を表現するものである。時代の流れとともに言葉も変化し、人々の障害者観も変容する。当時は当たり前の表現として、一般的に使用されていたものが時代の流れのなかで消えていき、また新たに作られていく。

2018年(平成30)に衆議院文部科学委員会は、障害者の「害」の字が持つ否定的なイメージを払拭するため、別の表記を検討することを政府に求めている。加えて、参議院文教科学委員会も「碍」の常用漢字化の検討を求める決議を採択している。そこには、2020年に開催予定であった東京パラリンピックを契機に1981年以降の課題となっている「障害者」表記問題を前向きに解決したいという関係者の願いが込められている。

第2次世界大戦以前は「障碍者」の表記が一般的であり、常用漢字表に「碍」の字を追加することを望む声上がり、今も国会で継続審議されている。しかし、政府は「碍」の字の追加を認めず、保留扱いとしている。何故なのか？ その理由はどこにあるのであろうか。

[参考文献]

小山路男『イギリス救貧法史論』日本評論新社、2018年。